

平成 3 0 年 8 月 2 7 日
福 島 県 生 活 拠 点 課

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

1 供与期間の延長

(1) 全域及び区域延長する町村（6町村）

避難指示区域等からの避難者に係る応急仮設住宅の供与期間については、供与期限である平成 3 1 年 3 月までに避難指示解除後の自宅の建築・修繕等による住居の確保が難しいため、平成 3 2 年 3 月末まで更に 1 年間延長する。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の全域

葛尾村、飯舘村の帰還困難区域

※建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していく。

(2) 特定延長する市町村（4市町村）

原則として平成 3 1 年 3 月末で供与期間を終了するが、公共事業の工期等の関係により当該期間内に住居確保ができない特別の事情がある場合、対象者を特定した上で例外的に平成 3 2 年 3 月まで延長する。

南相馬市、川俣町、葛尾村、飯舘村の避難指示解除区域

参考 平成 3 1 年 3 月末で供与を終了する市町村（4市町村）

○応急仮設住宅の供与の対象となる避難者がいないため終了する。

南相馬市の帰還困難区域（小高区）

○住宅の再建が完了することから予定どおり終了する。

川内村の避難指示解除区域（下川内字貝ノ坂・荻の地区）

いわき市及び檜葉町の特定延長

2 平成 3 2 年 4 月以降の延長方針

応急仮設住宅は一時的な住まいであり、復興公営住宅等の整備がほぼ完了し、帰還困難区域からの避難者を含め、安定した住まいの確保に向けた環境が整備されてきており、避難指示区域の実情や関係町村の意向も踏まえ以下のとおりとする。

(1) 富岡町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域

平成 3 2 年 3 月末をもって終了し、その後の住宅再建が完了しない世帯を対象に、個別に延長することを検討する（特定延長）。

(2) 大熊町及び双葉町の全域

今後判断する。